

特定税額控除規定の適用可否の判定に関する明細書

			事業年度	法人名		
継続雇用者給与等支給額に係る要件	期末現在の資本金の額又は出資金の額	1	円	国内設備投資額	8	円
	期末現在の常時使用する従業員の数	2	人	当期		
	継続雇用者給与等支給額 (21の①)	3	円	当期償却費総額の30%相当額 $(9) \times \frac{30}{100}$	10	
	継続雇用者比較給与等支給額 (21の②)又は(21の③)	4		$(8) > (10)$	11	該当・非該当
	継続雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(3)-(4)}{(4)}$ ($((3)-(4)) < 0$ 又は $(3)=(4)=0$ の場合は0)	5		対象年度の基準所得等金額 $\frac{((\text{別表四「52の①」}-\text{「37の①」}-\text{「38の①」}-\text{「40の①」}-\text{「42の①」}-\text{「44の①」})+(\text{別表四付表「9の①」})+(\text{別表七の二「5」}-\text{「11」})) \times \text{対象年度の月数}}{\text{対象年度の月数}}$ (マイナスの場合は0)	12	
	(1) ≥ 10 億円かつ(2) $\geq 1,000$ 人の場合において、(13) > 0 のとき又は設立事業年度若しくは合併等事業年度に該当するとき (5) ≥ 0.01 又は0.005又は(3) = (4) = 0	6		前事業年度の基準所得等金額の合計額 (前事業年度の月数調整前の(12)の合計) (マイナスの場合は0)	13	
	同上以外の場合 (3) $> (4)$ 又は(3) = (4) = 0	7		$(12) \leq (13)$	14	該当・非該当
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算						
		継続雇用者給与等支給額の計算		継続雇用者比較給与等支給額の計算		
		当期		前事業年度		
		①		②		
		前一年事業年度特定期間		③		
事業年度等	15					
継続雇用者に対する						
【No.24】中小企業者に該当しない場合又は適用除外事業者に該当する場合で、次の法人税額の特別控除制度の適用を受けるときには、別表六(七)を作成・添付していますか。						
また、6欄、7欄、11欄又は14欄のいずれかが「該当」となっていますか。						
(1) 一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除 (別表六(九))						
(2) 特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除 (別表六(十四))						
(3) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六(二十一))						
(4) 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六(二十七))						
(5) 事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除 (別表六(二十八))						
同上の給与等に充てるたを受ける金額						
同上のうち雇用主						
差 (16) - (17)						
当期の月 (15の③)の						
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額 (19)又は(19) × (20)	21					円
当期償却費総額の計算						
損益計算書に計上された減価償却費の額	22		円	当期償却費総額	24	円
剰余金の処分により特別償却準備金として積み立てた金額その他上記以外の金額	23			$(22) + (23)$		

別表六(七)
令五・四・一以後終了事業年度分

【No.2】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.24】中小企業者に該当しない場合又は適用除外事業者に該当する場合で、次の法人税額の特別控除制度の適用を受けるときには、別表六(七)を作成・添付していますか。

また、6欄、7欄、11欄又は14欄のいずれかが「該当」となっていますか。

(1) 一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除 (別表六(九))

(2) 特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除 (別表六(十四))

(3) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六(二十一))

(4) 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六(二十七))

(5) 事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除 (別表六(二十八))